

教育委員会名	大阪府教育委員会
--------	----------

I 概要

1 選択したテーマ

テーマ	取組項目	選択
①人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるための校内支援体制に関する研究	(ア) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、原則、保護者が医療的ケアを実施しないかつ学校における待機が不要な医療的ケア実施体制を構築するための研究	○
	(イ) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、保護者と看護師・教員等との役割を明確に分担し、保護者の負担軽減を図るための医療的ケア実施体制を構築するための研究	○
	(ウ) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、保護者から学校で医療的ケアを実施する看護師・教員等への引継ぎを短期間で安全に行える医療的ケア実施体制を構築するための研究	
	(エ) 訪問教育を受けている児童生徒が通学籍として学校に安全・安心に通学可能となることを目的として医療的ケア実施体制を構築するための研究	
②人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを含めた学校における医療的ケア実施に対応するための医療的ケア実施マニュアル等策定に関する研究	(ア) 人工呼吸器等の高度な医療的ケアを含め、教育委員会と所管する学校が連携して安心・安全に医療的ケアを実施するための医療的ケア実施マニュアル等を策定するための研究	○
	(イ) 人工呼吸器等の高度な医療的ケアを含め、教育委員会と所管する学校が連携して安心・安全に医療的ケアを実施するために、医療的ケアを実施する教員・看護師の役割分担及び協力体制等を考慮した研修テキスト等を策定するための研究	
③地域や学校の施設・設備等の状況を踏まえた医療的ケア連携体制に関する研究	(ア) 医療的ケアを実施する体制が十分に整備されていない学校を指定し、学校における医療的ケア実施体制を構築するための医療的ケア連携体制に関する研究	
	(イ) 地域や学校の施設・設備等の状況を踏まえ、医療的ケアを実施する体制が十分に整備されていない教育委員会・学校が医療的ケアの実施体制が整備されている教育委員会等と連携し医療的ケア実施体制を構築するための連携体制に関する研究	

2 研究の概要

① テーマ①－（ア）

○教育委員会

- ・学校看護師、教員等への研修機会を確保する。医師の常駐しない学校で安全安心に医療的ケアを実施できるよう、児童生徒の実態を鑑み、主に学校看護師の知識やスキルを高めるための研修を実施する。
- ・保護者の付添いや校内待機なしで、人口呼吸器を使用している児童生徒の受入れを可能とするため、受入れ実績のある千葉県立特別支援学校の視察を行う。

○重点校

- ・学校看護師、教員等への研修機会を確保し、医師の常駐しない学校で安全安心に医療的ケアを実施できるよう、児童生徒の実態を鑑み、主に教員等の知識やスキルを高めるための研修を実施する。

② テーマ①－（イ）

○教育委員会

- ・医療（病院、医師）との連携構築により、医師による巡回指導や、必要時に医療的ケアの実施に関する指導助言を仰ぐことができるよう、体制整備を行う。
- ・医療的ケア児の受入れ及び医療的ケア実施上の総括管理を行うため、医療的ケア運営協議会（仮称）を設置する。

③ テーマ②－（ア）

○教育委員会

- ・人工呼吸器の使用等に関する府共通のマニュアルを作成する。

○重点校

- ・児童生徒の実態把握や保護者との連携を行うとともに、個別のマニュアルを作成する。
- ・個別の対応を反映した、学校における医療的ケアマニュアルを作成する。

3 研究の内容等

(背景・課題意識・提案理由)

医療技術の進歩等を背景として、学校において、人工呼吸器の管理等、特定行為以外の高度な医療的ケアが必要な児童生徒の在籍が増加しており、引き続き学校における医療的ケア実施体制の構築と保護者の負担軽減への対応が大きな課題となっている

児童生徒の自立や学習機会の保障、合理的配慮の観点から、保護者の付添いや待機を不要とすることの要望が年々高まっており、医師の常駐しない学校では、児童生徒の安全を確保しながら受け入れる体制を整備する必要がある。

人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケア必要とする児童生徒を学校で安全安心に受け入れるために、より一層、医師と連携して、医療機関とのネットワークを広げるとともに、高度な医療的ケアを実施する学校看護師の実践力の向上（スキルアップ）や教員の知識理解の深化等、医療的ケア実施体制の構築を図ることが必要と考えるため。

(モデル校の選定理由)

医療的ケアを必要とする児童生徒の在籍数が多く、とりわけ人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが必要な児童生徒が他校に比して多く在籍している学校を選定した。

(事業の目標)

学校において、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが必要な児童生徒が、保護者の付添いなしで安心して学習できる環境を整備する。

医療的ケアを実施する学校看護師が人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを含め、安心して医行為ができるよう、医療的ケア研修体制の充実を図る。

(研究仮説)

本事業の活用により、学校と医療機関との連携による研修等の実施が可能となり、学校看護師、教員等の知識やスキルを高め、医師のいない学校で安全安心に医療的ケアを実施できる校内体制を構築することができる。

医師から指導助言を仰ぐ機会を確保することで、人工呼吸器等の高度な医療的ケア等、最新医療についての知識、技術を習得し専門性を高めることができるとともに、医師の常駐しない学校において医療的ケアを行うにあたり、不安の軽減、解消ができるようになる。とりわけ、泊を伴う行事においては、日中の対応のみならず、夜間の対応も必要とするため、高度な医療的ケアに中心に対応する学校看護師としてその効果は大きくなると考えている。

(取組内容)

◆教育委員会としての取組

- ・医療（病院、医師）との連携構築により、医師による巡回指導や、必要時に医療的ケアの実施に関する指導助言を仰ぐことができるよう、体制整備を行う。
- ・学校看護師、教員等への研修機会を確保する。医師の常駐しない学校で安全安心に医療的ケアを実施できるよう、児童生徒の実態を鑑み、主に学校看護師の知識やスキルを高めるための研修を実施する。
- ・医療的ケア児の受入れ及び医療的ケア実施上の総括管理を行うため、医療的ケア運営協議会（仮称）を設置する。
- ・人工呼吸器の使用等に関する府共通のマニュアルを作成する。
- ・保護者の付添いや校内待機なしで、人工呼吸器を使用している児童生徒の受入れを

可能とするため、受入れ実績のある千葉県立特別支援学校の視察を行う。

◆モデル校における取組

- ・児童生徒の実態把握や保護者との連携と個別マニュアルを作成する。
- ・個別の対応を反映した、学校に於ける医療的ケアマニュアルを作成する。
- ・学校看護師、教員等への研修機会を確保し、医師の常駐しない学校で安全安心に医療的ケアを実施するよう、児童生徒の実態を鑑み、主に教員等の知識やスキルを高めるための研修を実施する。

(評価の観点及び評価の方法)

- ・医療的ケア運営協議会（仮称）の設置
- ・人工呼吸器の使用等に関する府共通のマニュアルの作成
- ・人工呼吸器の児童生徒の保護者の付き添いなしで受け入れるための検討の経緯や対応マニュアルのまとめを作成
- ・校内医療的ケアマニュアルの作成
- ・緊急時を中心とした、医療との連携体制の構築
- ・先進県の視察を通して、人工呼吸器を使用している児童生徒の受入れについて、学校看護師と教員の役割を中心に、安全性等の検討

4 事業を通じて得られた主な成果

令和元年度は、平成29・30年度の本研究から導き出された課題の解決に向けた取組みを中心に、引き続き、重点校4校と研究を進めた。

各重点校では、本事業で、医師の定期的な巡回指導等を実施し、医療との密接な連携を重点にした校内体制の整備に取り組んできた。今年度は、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが必要な児童生徒が入学する前に、医師による当該児童生徒の医療的ケアにかかる具体的な研修を実施する等、医療との連携が更に進んだ。また、就学相談等で保護者から得た情報をもとに、校内医療的ケア安全委員会で安全な受入れ体制について検討し、保護者の付添いが不要になるまでのプロセスや連携方法等を保護者に説明したうえで、計画的に進めた。こうした組織的な取組により新就学・新入学の児童生徒の保護者付添いを1学期中に外すことができた。泊を伴う行事においても、重点校1校が実施した4つの行事において、人工呼吸器を使用する児童生徒計7人すべてが保護者の付添いなしで参加し、当該児童生徒の自立心の涵養^{かんよう}と保護者の負担軽減を図ることができた。

教育委員会においても、教育、福祉、医療等の関係者、保護者の代表者等との意見交換を可能とする場として「大阪府立支援学校医療的ケア検討委員会」を設置した。また、看護師配置校校長会や医師、看護団体代表の助言等をふまえた府内共通のガイドラインを作成した（年度内に策定予定）。

5 課題と今後の方策

府立支援学校における医療的ケアの安全安心な実施や高度な医療的ケアを必要とする児童生徒の受入れにあたっては、教育委員会による総括的な管理体制の更なる充実が必要であり、各学校の医療的ケア体制を整備するために、令和元年度に設置した「大阪府立支援学校医療的ケア検討委員会」を通じて、府医師会や看護団体、医療機関、知見のある相談医等との連携体制を構築していく。さらに、特定行為以外の医療的ケアを実施する学校や初めて医療的ケアを実施する学校等が個別に対応の在り方を検討できるよう、府立支援学校統一のガイドラインの活用状況を把握し、その在り方を検討していく。

